

北教だより

教職員の不祥事ゼロに向けて

これまで各学校において、危機意識をもって不祥事根絶に向けて研修等に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。

しかしながら、県内では今年度これまでに2件の飲酒運転事案が発生しています。一度、不祥事が発生すると、児童生徒や保護者・地域からの信頼を失い、学校教育に大きな影響を及ぼすこととなります。

本年度、茨城県では「**飲酒運転及び体罰事案ゼロ**」を重点テーマに掲げ、各学校における校内研修等による取組の推進を要請してきたところです。年末年始を迎えるにあたり再度「One IBARAKI」等を活用して、先生方一人一人が当事者意識をもって、服務規律の確保に取り組むようお願いいたします。

また、教員評価の自己申告書「コンプライアンス確保」の欄をご活用いただき、管理職が個別に指導するなど教職員の不祥事根絶の取組の徹底をお願いいたします。



【教改第576号】学校における不祥事根絶に向けた取組の徹底について（通知）

信頼される学校・教師であるために

1 安全運転の徹底について

(1) 飲酒運転ゼロ

年末年始は飲酒を伴う機会が増えてくることが予想されます。飲酒の場には自車では絶対に行かず、飲酒した翌朝の体調チェックも含めて飲酒運転根絶をお願いします。

(2) 交通事故の防止

通勤時に漫然運転による追突事故、交差点での左折時に左後方からくる自転車やバイクを巻き込む交通事故が発生しています。自動車を運転するにあたっては、交通法規を遵守するとともにゆとりをもって安全運転を心がけてください。

2 体罰事案ゼロ

教師が指導する際、児童生徒の心に寄り添わない発言や暴言により児童生徒の心を大きく傷つけるというような事案も繰り返し発生しています。学校全体で人権に関する研修等を行い、児童生徒の心に寄り添った指導が行われるようお願いいたします。

3 個人情報の漏洩について

Webを活用して保護者アンケートを行う学校が増えています。アンケートの際、個人情報が公開されないように設定の確認をお願いします。また、児童生徒の成績処理についても、クラウド上で個人情報が漏洩しないように各学校で決まりの再度確認をお願いします。メールの誤送信による個人情報の流出が発生しています。メールを送信する際、送信相手・本文・添付データのチェックをお願いします。



【教改第441号】

「One IBARAKI」第9号

4 わいせつ事案の根絶

県内では盗撮や校舎内で生徒の体に触るなどのわいせつ事案が発生しています。わいせつ行為は、被害者を深く傷つけ、信頼を寄せている児童生徒や保護者を裏切る行為で、絶対に許されません。盗撮を含め、わいせつ事案が起こらないように校内の施設の整理整頓や定期的な点検をお願いします。

令和5年度 茨城県優秀教員表彰

令和5年度 茨城県優秀教員の表彰式が行われました。

常陸太田市立水府小学校 曾根 勉 教諭が茨城県優秀教職員 TOT (ティーチャー オブ ティチャーズ) に選ばれ、11月22日に県庁にて表彰式が行われました。曾根教諭は研究主任として、中学校と連携を図り小中一貫校における9年間を見通した「自分の考えを表現できる力の育成」に取り組み、その功績が評価されました。



北茨城市立平潟小学校 橋本 順徳 指導教諭が茨城県優秀教職員に選ばれ、11月29日に茨城県県北教育事務所にて表彰式が行われました。橋本教諭は、ICT活用能力に優れ、昨年の県指定遠隔教育実証研修事業エリア型の算数科の授業で、遠隔地の児童を交流させることで、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、その功績が評価されました。

受賞の栄に浴された先生方、誠におめでとうございます。

令和5年度 第2回 県北教育事務所管内管理職研修会

11月8日(水)ホリゾンかみねにて第2回の管理職研修会を実施しました。

校長、副校長・教頭を対象として延べ173名の方に参加いただき、研修会を実施しました。

当日のグループ協議では、事前に作成したレポートをもとに「服務規律の確保に向けて」各校での取組について意見を交換し合いました。話し合いの様子から自分の学校から絶対に不祥事を出さないという管理職の先生方の決意が伝わってきました。

「働き方改革の推進について」の協議では、週2回の5時間授業の導入やICTの効果的な活用など、各校での取組について積極的な意見交換が行われました。

不祥事が起きてしまうと、子供たちや保護者、地域からの信頼を取り戻すために大変な労力と時間を要します。不祥事をゼロにして働きやすい環境を整えていきましょう。



冬季休業に向けて ～児童生徒の安全確保のために～

冬季休業中は、児童生徒の生活習慣の乱れ、交通事故、問題行動等の発生が懸念されます。児童生徒が抱える問題等を把握して、一人一人に応じた適切な指導・支援と家庭、警察や児童相談所等の関係機関との連携の強化を図り、生徒指導の徹底と事故防止に万全を期すようお願いいたします。

【参考：高教第2219号冬季における生徒指導の徹底及び事故防止について（通知）】

1 様子が気になる児童生徒への支援について

- ・学習のつまずき、人間関係のトラブル、心身の不調の訴え、Q Uアンケート、生活アンケート結果や面談での情報等、問題行動につながる危険なサインを発している児童生徒については、休業中も保護者と連絡を取り合い、状況把握に努める。
- ・サインを発していない児童生徒についても、心配な点がある場合には、必要に応じて電話連絡や家庭訪問等により、直接児童生徒と話をするなどして状況を把握し、未然防止に努める。

2 携帯電話・スマートフォン等の使用及びインターネットの適切な利用について

携帯電話等の使用に係る家庭における話し合いやルールづくりについて改めて保護者に周知・啓発するとともに、児童生徒に対し次の点について指導をお願いします。

- ・有害サイトへのアクセスをしないこと
- ・不適切な画像や動画をSNSに投稿しないこと
- ・個人情報や個人に対する誹謗中傷をメールで送信・転送しないこと
- ・SNS等を利用して知り合った人には絶対に会いに行かないこと

